

共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業
(サービス付き高齢者向け住宅制度の普及促進事業) を実施する者の公募についての公示

令和7年2月21日

国土交通省住宅局長 楠田 幹人

注) 本事業は、令和7年度予算によるものであり、予算成立後、速やかに事業を開始できるよ
うに予算成立前に募集手続を行うものです。

なお、国会における予算審議の状況によっては、事業内容や事業主体の採択等の変更等があ
り得ることを、あらかじめご了承ください。

1. 事業概要

(1) 事業名

サービス付き高齢者向け住宅制度の普及促進事業

(2) 事業目的

サービス付き高齢者向け住宅（以下、(2)において、「サ高住」という）は、令和6年12月末時点で約29万戸が登録されており、高齢者の多様なニーズを踏まえた様々なサ高住が供給されているところである。このように市場での供給が進む中、平成28年5月にまとめられた「サービス付き高齢者向け住宅の整備等のあり方に関する検討会」のとりまとめや平成29年度から開催している「サービス付き高齢者向け住宅に関する懇談会」において指摘されているようにサ高住の適切な立地や質の向上等を図る必要があるほか、入居者や事業運営を含む実態等を把握し、今後の取組に繋げることが重要である。このためには、市町村や事業者の判断に資するようサ高住の登録情報を用いた供給動向等を調査・分析することが重要である。また、利用者に対する透明性を確保するため、サ高住に関する情報提供を適切に行うことや事業者の取組を促すよう質の高い取組に係る普及啓発が必要である。

以上より、本事業は、都道府県・市区町村や事業者の判断に資するサ高住の登録情報を用いた供給動向等を調査・分析、サ高住の登録情報の効果的な提供方策や質の高い取組の普及啓発を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、サ高住を中心とする高齢者向け住宅が全国各地域において的確に普及されることを目的とする。

(3) 事業内容

- ① サービス付き高齢者向け住宅の登録情報・運営情報を用いた供給動向等の調査・分析
- ② サービス付き高齢者向け住宅の登録情報・運営情報の効果的な提供方策の検討

(4) 事業期間

事業期間は以下のとおり予定している。

令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

2. 対象事業者の要件

(1) 公平性及び中立性に関する要件

- 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活動を行わないこと。
- 業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。

(2) 技術能力に関する要件

- インターネットにより、消費者が利用しやすい環境を整備するための技術力を有すること。
- その他、事業を的確に遂行する体制を有すること。

(3) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 手続等

(1) 担当部局等

- ① 担当部局 国土交通省 住宅局 安心居住推進課 西澤
- ② 住 所 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
- ③ 電 話 03-5253-8111 (内線 39855)
- ④ 電子メール hqt-anshin-kyojyu02@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期 間 令和7年2月21日(金)から令和7年3月7日(金)
- ②場 所 上記担当部局
- ③方 法 上記担当部局にて電子媒体で交付

説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

- ①期 限 令和7年3月7日(金)18時00分まで
- ③場 所 上記担当部局
- ②方 法 電送(電子メール)。

なお、提出時は、以下の規定によることとし、当該メールを提出後、上記担当部局までその到着を確認すること。

- ・提出形式は、PDF とする。なお、担当部局が、他の形式による提出を求めた場合は、その形式とする。
- ・ファイル総量は極力10メガバイト以内とすること

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ
- (3) 申込書の作成及び提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。

- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の資格の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）により、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。なお、採用されなかった申込書は、原則破棄するため、返却を希望する場合は、申込書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (7) 詳細は説明書によるため、申込にあたっては必ず担当者より説明書を受領すること。